

## 合併公告

平成 29 年 2 月 17 日

株主及び債権者各位

東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号  
富士石油株式会社  
代表取締役 柴生田 敦夫

当社（以下「甲」という。）は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、富士タンカー株式会社（本店所在地：東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号 以下「乙」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することとなります。

なお、この合併は、甲は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、乙は会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、甲は株式その他の金銭等の交付は行わず、甲の資本金の額は増加いたしません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内に、その旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 平成 28 年 12 月 26 日

掲載頁 141 頁（号外第 286 号）

以上